

らは欠席届が提出されております。本日は農業委員会等に関する法律第24条1項に該当する案件がございます、議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

[事務局]

農業委員会等に関する法律第24条1項についてご説明いたします。議事参与に関する制限です。第24条 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとございますので、本日は農業委員会の委員さんに関する議案がございますので24条に関する取扱いを参照いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

[議長]

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番 大西準一委員・5番 森崎英明委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期決定」については別記のとおり、本日1月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日1月28日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告1月。5日月曜日、平成27年 仕事始め式が高鍋町役場第1会議室にて行われました。会長・全職員が出席しております。5日月曜日、平成27年賀詞交歓会がホテル四季亭で行われております。会長・鳥井が出席しております。19日月曜日、宮崎県農地中間管理事業推進大会が土地改良会館 大研修室で行われております。会長・鳥井が出席しております。21日が現地調査を行っております。会長・永友委員・金崎委員、事務局からは鳥井・永友係長が出席しております。同じく21日、農地あっせん委員会が高鍋町役場 第3委員会室で行われております。大西委員・森崎委員、事務局からは鳥井・三笠補佐が出席しております。23日金曜日、宮崎県農業会議第408回常任議員会議が宮崎県庁7号館で行われております。会長が出席しております。28日本日です。農業委員会総会です。全

委員となっておりますけれども、加藤委員が欠席しております。事務局は全職員出席です。

続きまして、業務計画です、2月。9日月曜日、平成26年度 宮崎県農業委員会研修会がJ A・A Z M本館大ホールで開催されます。出席委員につきましては、未定となっております。事務局からは鳥井が出席予定です。この出席につきましては、総会が終わってから出欠の報告を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。16日、宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会・意見交換会がニューウエルシティー宮崎で開催されます。木浦委員が出席予定です。18日が農業委員研修となっております。大分県佐伯市です。全委員・事務局からは鳥井が出席予定です。全委員となっておりますけれども、こちらにつきましても総会が終わりましたら、出欠をお知らせいただきたいと思います。19日が研修二日目となります。大分県日田市となります。20日、現地調査。宇治橋委員・永友清太委員・木浦委員、事務局からは鳥井・永友係長が出席予定です。23日、宮崎県農業会議第409回常任議員会議が宮崎県トラック協会で開催されます。会長が出席予定です。27日が農業委員会総会となります。14時から高鍋町役場第3会議室で行われます。全委員・全職員出席予定となっております。諸報告につきましては以上となります。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年12月25日、農業委員会総会承認分です。農地法4条申請、平成26年12月18日に現地調査を行っております。

申請人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

農地法5条申請、平成26年12月18日に現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○ ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は露天資材置場・露天作業場で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は駐車場で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は進入路で問題ありません。

借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

いずれも、1月23日付けで許可となっております。

続きまして4ページをご覧ください。高鍋町農業生産法人名簿及び報告の状

況について報告いたします。農業生産法人報告書につきましては、農地法第6条第1項の規定により、毎年決算が終わって3ヶ月以内に農業委員会に提出することとなっております。現在、町内に農地を持つ農業生産法人が24団体ありますが、新規設立の23番の〇〇〇〇以外の法人につきましては報告書が提出されております。以上です。

続きまして、5ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下げ願についてです。

1番 申出者 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,290 m²。平成26年第8回高鍋町農業委員会総会において、永友祥一委員及び大西委員があっせん委員に指名された売渡申出につきまして、1月8日に取下げ願が提出されました。取下げ理由につきましては、新たな買受人が見つかったことによるものです。なお、この申請につきましては、今総会の農地法第3条の規定による許可申請に出直されております。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。はい、3番

[3番]

21日の日に毛作の畑をあっせんいたしました。出席は森崎委員と私と事務局と振興公社の〇〇〇〇さんが来て、反当〇〇円で話がつきましたので、報告いたします。

[議長]

他にはございませんか【質疑なし】他にないので以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6ページをお開きください。議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成27年1月20日 貸渡の申出です。申出者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 800 m² 他8筆。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質問なし】それではあっせん委員の指名をいたします。

貸渡申出 1番 担当委員 3番 大西準一 委員
順番委員 10番 加藤重喜 委員。

日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをご覧ください。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,290 m²。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の永友祥一委員よりご説明をお願いします。

[8番]

説明します。この事案は先ほど事務局から説明がありましたが、26年8月の議案39号で農地移動適正化あっせん事業に提出され、本日取下げ願いが出されたものです。宮交の川田バス停から西へ行き、右に入った田んぼの一角です。近隣の認定農家三軒の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんに打診をいたしました。購入費がないという事でしたので、近くの〇〇〇〇の経営で農家の〇〇〇〇さんが規模拡大の為、土地を探していられたところ今回購入する事になりました。〇〇〇〇さんは現在トラクター7台、コンバイン、田植え機等を所持し、米を一町、甘藷を一町5反作付されて問題ないかと思えます。土地代金は、1,290 m²で〇〇円です。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

報告いたします。21日の日に局長・永友さんの案内で私と会長・永友祥一委員と現地を調査してきました。場所的にも道路の横で、非常によく手入れさ

れて何も問題ないと判断いたしました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

10ページをご覧ください。農地法第3条調査書を添付しております。農地法第3条許可につきましては、同項2号各号に該当している場合には、許可出来ないこととなっておりますが、各号に該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。永友委員からも説明がありましたように、〇〇〇〇さんは周辺地で水稲や甘藷を栽培しており、問題ないと思われれます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 530㎡ 他2筆。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は露天資材置場・露天作業場となっております。担当の永友委員より説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は海老原病院前の休耕地の3筆です。譲受人の〇〇〇〇さんは近くの〇〇〇〇さんになります。購入後は〇〇〇〇の露天資材置場と露天作業場として使用するという事です。砂利を敷いて雨水は浸透式、隣接する土地に被害をおよぼさないよう留意するという事ですので、問題はないかと思えます。価格はちょっと安いですが、1,080㎡で〇〇円という事です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員は私ですので報告いたします。

[15番]

現地調査の報告をいたします。1月21日、永友祥一委員・金崎委員、そして私、事務局からは鳥井局長・永友係長の5人で現地を調査しました。譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんの案件ですけれども、露天資材置場場所は今言われました通り、海老原病院の南側になります。申請地は北側に道路、南側に排水路、東側に九電の電柱などの資材置場、西側に住宅と農地があり境界が明確ではないので境界を明確にして、雨水が流れ込まないような対策、今回はブロック塀をするという事ですので現状としては問題ないかと思えます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

何点か重複する箇所がございますけれども説明させていただきます。申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は露天資材置場・露天作業場で面積は1,080㎡となっております。転用目的は、事業拡大のために新たな資材置場・作業場を探していたところ、会社近くに申請地が売りに出されていたことを知り、今回購入することとなり申請に至っております。

申請地は第3種農地であるため転用許可対象となります。事業費は土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、金融機関の残高証明書が添付されており事業費的には問題ないと判断いたします。

申請地は砂利敷きとし、雨水は自然浸透となっております。西側農地、宅地側にはブロック塀を設け、隣接地に転用により被害が及ばないよう充分留意することとなっております。なお、小丸川土地改良区区域外となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質

疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

〔事務局〕

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 250㎡。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の永友委員よりご説明をお願いいたします。

〔8番〕

説明します。場所は県道木城線の西小の西側の川田地区の中にあります。譲受人の〇〇〇〇さんは住宅用の土地を探していたところ、利便性のよい土地が見つかりここをという事で判断し購入されるものです。現場の申請地の前の共有道路はすでに側溝が出来ており、土地の境界にはL字溝が設置され、汚水も合併浄化槽の設置で近隣の方には悪影響がないという事でそれ以上は何も問題はないと思われませんが、現場を見ると後で説明があるかと思いますが、既に山砂みたいな盛土がされ、地目は休耕田になっていますが家が建てるばかりとなっております。ちょっと問題になるかと思えます。以上です。

〔議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員が私ですので報告いたします。

〔15番〕

現地調査の報告をいたします。今、永友祥一委員が言われました通り、申請地はコメリ東側の住宅地の中の一角にあり、申請地の西側は住宅があり、南と東側は農地がありますが、土地の土が隣の田に流入するという事でブロック塀が作られています。北側は道路と〇〇〇〇さんの農地で問題はないと思えますが、今言われました通り、現状は盛土がなされ砂利が積まれトイレなどがあり、明らかな違反がなされておりました。全員で協議をした結果、今回は申請地にある砂利やトイレなどを至急撤去し、始末書の提出をお願いしました。昨日現地を見てみましたらきれいに片づけられていて、地主の方が周りの方もきれいにされておまして、今回はやむを得ないかなと思えました。皆さまの御意見をお聞きしたいと思えます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は一般個人住宅であり、面積は250㎡となっております。転用理由は、現在譲受人は賃貸住宅に居住し生活をしておりますが、高鍋町内に永住したいと思い土地を探していたところ当概地が利便性と環境のよい適地と判断し今回の申請に至っております。

申請地は第3種農地であるため転用許可対象となっております。雨水についてはブロック塀を設置し周辺に流れ込まないように留意し、宅内の雨水については自然浸透となっており、生活排水については合併浄化槽を設置し排水溝へ流すこととなっております。なお、汚水処理については合併浄化槽の設置、排水溝へ接続することについての確約書が添付されております。

事業費は土地代〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円となっております。資金については金融機関の住宅ローン等審査結果通知書、出入り口公衆用道路取得に関する金額〇〇円に相当する預金残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。なお、先ほどもご説明がありましたが、仮設トイレ、砂利等が搬入されていたため、始末書が添付されているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか、はい2番

[2番]

この砂利は誰が入れたんでしょうか

[事務局]

〇〇〇〇さんだと思います。

[2番]

理由は何ですか。転売する為に入れたんでしょうか。

[事務局]

他にも似たような土地が残っていたんですけれども、18ページをお開きください。今回申請があったのが奥の方の右下になるんですけれども、〇〇田となっておりますけれども、こちらの方についても将来的には宅地になる可能性があるという風に現場で判断いたしました。今は荒れている状態でしたので、ちゃんと農地として利用できるように整備をお願いしてきたところです。

[11番]

今回は違反の分の件だけで、撤去したならいいんじゃないんですか

[事務局]

第3種農地ですので、大概の転用は許可になるんですけれども、見た感じが農地じゃなくて造成が終わったような状態でしたので指導をいたしまして、始末書を出していただいたところです。

[議長]

他に質問がございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第7 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。ここで所有権移転1番につきましては私の案件となりますので、農業委員会等に関する法律第24条1項により私は退席いたします。この案件につきましては渡瀬副会長に議長をお願いいたします。皆さんよろしいでしょうか【異議なし】

それでは渡瀬副会長お願いします。

[14番]

それでは、この案件につきましては坂本会長に代わり私が議事を進行いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。まずは所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 977㎡ 他3筆。所有権を

移転する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者
○○大字○○ ○○番地 ○○○○。担当代理の金崎委員よりご説明お願い
いたします。

[1番]

説明いたします。場所は竹嶋地区、高速道路の下です。坂本会長の自宅を皆
さんご存知でしょうか。○○○○の自宅を 500 メートルくらい行ってカーブに
なっていますが、その右手です。道路より一段低い所の田んぼです。現場も
見てきましたけれども、隣が○○○○のハウスです。この田んぼは堤防の方か
ら道路があるんですが、この田んぼに行くにはこの道しかありません。○○○
○さんは今までは別の方に飼料稲を作ってもらっていたそうです。この度、誰
かに買っていただきたいという事で、その作っていた人は購入できないという
事です。○○○○も息子さんが去年帰ってこられて、これから後継者としてバ
リバリやられるという事です。○○○○のハウスも30数年近く立っておられ
て老朽化しておりますので、近い将来息子さんの為にも新しいハウスを建てら
れる計画だそうです。道路の事情もありますし、後継者の将来の事もあります
ので、この度○○○○が購入されるそうです。今は稲を刈った後で耕運までは
してありませんけれども、すぐに購入されれば耕運されると思います。4筆で
すが現状は一枚になっております。あそこにハウスが立つといいんだらうな
と思うような所です。価格が総額で○○円だそうです。よろしくお願いいたしま
す。

[議長] (副会長)

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませ
んか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認
することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、
原案のとおり承認と決定いたしました。

1番案件が終了いたしましたので、ここで議長を坂本会長にお返しいたしま
す。

[議長]

ありがとうございました。それでは2番から事務局より議案の説明をお願い
いたします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 6,504 m² 他3筆。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の渡瀬委員よりご説明お願いいたします。

[14番]

説明いたします。この案件は先々月だったですかね、資金面で保留になっていた部分です。この市ノ山の土地は埋却跡地なんですけど、今回資金のめどがつきまして、宮崎農業振興公社の審査会がございまして、そこで承認されたという連絡を受けております。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

22ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 100 m² 他1筆。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

〇〇〇〇との利用権の貸借期間が満了になりましたので、今回買い取るものです。農地の所在は県営持田団地のすぐ南側になります。約4反のうち2反にビニールハウスが建っています。〇〇〇〇さんは認定農業者であり買い取り後もハウスにはきゅうりを、田には早期水稻を作付されますので問題ないと思います。取得価格はハウスも含めて反当〇〇円、総額で〇〇円です。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,627 m²。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。畑は正祐寺地区から山手に3kmくらい上がった所に養豚団地という豚の産地がありますが、そのすぐ北側に位置する畑であります。強化法に基づいて〇〇〇〇の資金を借りられて、今回その支払いが来たということであり、現在、畑にキャベツが作付されて有効に活用されており何ら問題ないかと考えます。金額は一括で〇〇円という事です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,132 m²。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。畑は雲雀山から永谷に係る畑なんですけど〇〇〇〇の期限がきまして譲り受けるものですが、今現在、〇〇〇〇さんはハウスでトマトを作っておられ、その周辺の畑では野菜等を作ろうという事でございます。購入金額は〇〇円となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございません

か【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

23ページをお開きください。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 2,613 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。これは先ほど申しましたあっせんにあがった土地であります。毛作の公民館から約300mくらい西に入った所にある土地で、あっせんでは〇〇〇〇円で話がつきましたので報告いたします。この土地は〇〇〇〇が買う予定の土地なんですけど〇〇〇〇は〇〇〇〇に買ってもらって、後で出ますけれども〇〇〇〇からまた〇〇〇〇が借りるという事になります。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

24ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 923 m² 他7筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この土地の場所は雲雀山の〇〇〇〇さんの周辺の畑になります。面積的には1町1反ですか。今現在、〇〇〇〇さんは野菜を中心に作っておられます。再設定です。これからも野菜を中心にやっていくという事で問題はないと思います。反当〇〇円の小作料と合わせまして、〇〇円となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

25ページをお開きください。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番田 386㎡ 他4筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。再設定です。土地の所有は堀之内の方になるんですかね、この筆の中の〇〇 〇〇番の 1,629㎡はハウスなんです。このハウスの賃貸は〇〇円、反当〇〇円です。合わせまして〇〇円となっております。〇〇〇〇さんも苦勞しながら一生懸命ピーマンを作っておられます。問題はないかと思えますので、よろしくをお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

25ページ並びに26ページをご覧ください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番田 442㎡ 他6筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この畑は産業技術専門校辺りの田んぼなんです、これも

再設定で〇〇〇〇さんは露地野菜を専門でやっておられます。〇〇〇〇さんは認定農業者でもあり、問題ないかと思えます。収量として反当たり粃〇〇kg、合計〇〇kgとなっております。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 928 m²。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この件は中鶴地区になります。先ほどと同じように〇〇〇〇さんは野菜を専門に作っておられます。粃〇〇kg、合計〇〇kgとなっております。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,272 m² 他2筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この場所は高潮の西側にある田んぼです。先ほどから一緒ですが、〇〇〇〇さんは野菜を中心に耕作されております。借地料は合計〇〇円となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

27ページをお開きください。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番田 809㎡ 他2筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理の宇治橋委員よりご説明お願いいたします。

[12番]

説明いたします。この土地は宝酒造の裏になりますが、先ほどの土地の同じ周辺にあります。〇〇〇〇さんは野菜を中心に耕作されております。収量は粃反当〇〇kg、総額〇〇kgだそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番田 974㎡。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

先ほどの6番が宝酒造の裏と申しましたけれども、今回の件は宝酒造の西側周辺の田んぼです、同じく〇〇〇〇さんは野菜を中心に経営されております。先ほどの収量が反当〇〇kg粃、総額〇〇kg、7番の収量が反当〇〇kgの粃〇〇kgだそうです。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

27ページ及び28ページをご覧ください。8番 農地の所在 大字〇〇字 〇〇 〇〇番 田 657 m² 他4筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この田んぼは中鶴、また宝酒造の西側の田んぼになっております。先ほどから言いますように〇〇〇〇さんは野菜を耕作されています。借地料が粃〇〇kg、〇〇kgです。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,434 m² 他1筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

先ほどと同じように、この田んぼはやはり宝酒造の西側の田んぼです。同じように野菜を中心に栽培されております。借地料が反当 kg 、総額 kg となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 651 m^2 他2筆。利用権の設定をする者 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理の宇治橋委員よりご説明お願いいたします。

[12番]

説明いたします。この土地は産業技術専門校の周辺の田んぼになります。〇〇〇〇さんは野菜を中心に栽培されております。今まですべて再設定ですが、借地料が反当〇〇円。合計〇〇円となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

29ページをお開きください。11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,079 m^2 。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。この申請は強化法に基づいて利用権の貸借の再設定です。3年前に契約されて今年が3年目という事です。キャベツが作付されてきちんとした管理がされておりました。何ら問題ないと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 8600番2 畑 2,613㎡。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

この土地は先ほどからの言っているあっせんにあがった土地で〇〇〇〇から〇〇〇〇が5年間借りて芝を作るそうです。今現在は前の人のお野菜があるようですが、これが通り次第、芝の作付をするという事だそうです。よろしく願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第8 議案第5号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

後ほど申請書と審査書をお配りいたします。申請書は担当区域ごとにまとめましたので、ご確認後、審査書に押印をお願いいたします。選挙権を有する者は町内に住所がある、年齢満二十歳以上で10a以上の農地につき耕作の業務を

営む者、またその同居家族で60日以上農業に従事している者、10a以上の農地につき耕作の業務を行う農業生産法人の組合員や社員・株主等で60日以上農業に従事している者となっております。経営者の同居家族で耕作日数の記入がない方が多数いらっしゃいました。確認が取れなかった方については付箋をしております。日数を把握されている方については委員さんの方で記入をお願いしたいと思っております。また未相続の農地について耕作している人の申請につきましては、申請者が賦課金を支払っている場合や農業共済に加入している場合は選挙権有りとしたしました。畑で賦課金が無い場合は申請者が耕作していれば選挙権有りという風に判断をしております。申請書をお配りいたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか【質問なし】質問がなければ、しばらくの間審査の時間を取りますので審査をお願いいたします。

[委員による審査]

それでは本件の審査について、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。

本件申請書のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は申請書のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成27年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時30分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 3 番

署名委員 5 番